

霞が関法科大学院生インターニッツの課題

新生 政信（人事院）

求められた。また、同様に退去強制手続の中での口頭審理手続への参加はまだ経験がないが、難しいのではないかと思われる。裁判所での一般民事上の弁論準備については、以前は難しかったと感じていたが、現在の運用は相手方の代理人弁護士が了解なら裁判所はかまわないというもので、和解の席上も法科大学院の学生の同席が認められた。

ただ、民事に比較すると家事は厳しく、審判手続きへの参加は認められなかった。

5 まとめ

以上のとおり、エクスターニッツは短期間でもあり、様々な限界をもってはいるものの、それを上回る大きな意義を学生にも感じてもらえていると思うし、法曹というものの姿を真に感じてもらおう大きなチャンスでもある。

より質の高い教育と、社会が求める法曹を育成していく上でもより深く密度の高いものとしていく必要があると感じている。

1 はじめに

法科大学院や公共政策大学院などの専門職大学院の設置等の新たな人材供給源に対応するとともに、行政課題が複雑化・高度化、グローバル化する中、効率的で質の高い行政運営を行うためには、公務部門に高い志をもつ多様な有為な人材を確保していくことが喫緊の課題である。インターニッツ自体は、直接採用活動に結びつくものではないが、有為で志の高い学生に公務現場を体験してもらおうことを通じて、行政に対する理解を深めてもらう意義のある機会である。

当初、公共政策大学院側から、公務に関心の高い者が多数入学しており、実際の現場で政策が形成される過程に触れること等を通じて、多面的な視点からの政策課題の把握・理解、解決策の検討、さらには実行可能性の検証などを直接体験させることは、効果的な教育機会であることから、インターニッツを是非実施して欲しいとの要請があったことを踏まえ、平成19年度から公共政策大学院生を対象とするインターニッツを実施している。

その後、法科大学院側からも、法科大学院在生は、法科大学院で修得した知識と能力を、狭い意味での法曹（裁判官、検察

官、弁護士）だけでなく、企業法務や公務、さらに国際機関などで活用することが重要であると認識しており、公共政策大学院生インターニッツと同様に、法科大学院生にとっても政策形成過程などを実際に体験させることは大変効果的な教育機会であるので協力して欲しいとの要請があり、法科大学院生を対象としたインターニッツを平成21年度から実施している。

法科大学院生インターニッツは夏季と冬季の年2回、公共政策大学院生インターニッツは夏季の年1回、実施している。

2 法科大学院生インターニッツの概要

(1) 目的

将来、国の行政機関を含めた我が国のあらゆる分野で幅広く活躍することが期待される有為の法科大学院生に対して行政実務に係る就業体験の機会を付与することにより、法科大学院が教育の一環として行うエクスターニッツに協力するとともに、行政に対する理解を深めてもらうことを目的としている。

(2) 受入予定者の決定方法

1 人事院は各府省から申し出のあった研究課題、実習内容等を取りまとめ一覧と

してインターネットに学生を参加させる法科大学院に示す。

2 参加法科大学院は、実習参加希望学生が作成した調査票を取りまとめて人事院に提出する。

3 参加府省は、参加を希望する学生が作成した調査票に基づき受入予定者の選考を行う。

なお、調査票で確認できない事項等については、電話により確認（最低必要限度の確認にとどめる。）することができ

4 調査票には、第1希望から第3希望までの研究課題を記入することができるため、通常、受入予定者の決定は3回に分けて行われることになる。平成24年度夏季に実施した第7回覆が関法科大学院生インタビューにおいては、受入予定者の決定が以下のとおり行われた。

- ① 第1回選考 平成24年5月14日（月）
～5月22日（火）
- ② 第2回選考 平成24年5月24日（月）
～6月5日（火）
- ③ 第3回選考 平成24年6月7日（木）
～6月14日（木）

(3) スケジュール（夏季の場合）

○7月～9月に各府省で実習

○実習は概ね2週間を基本

○実習開始に当たり、オリエンテーションを人事院で実施

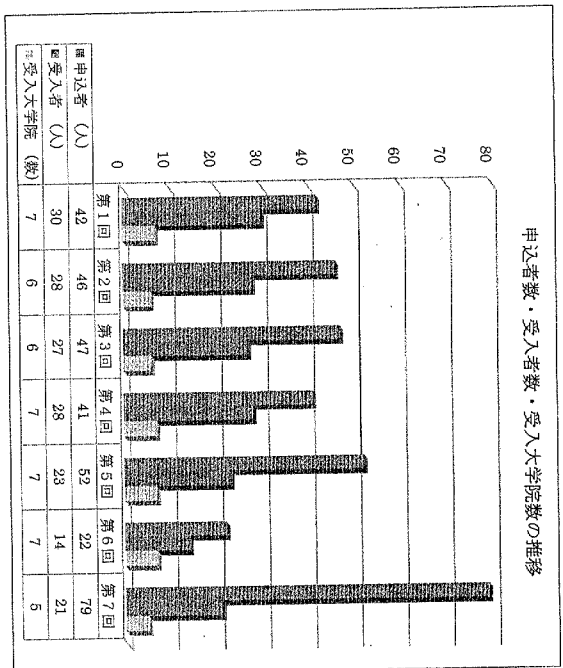
○実習終了、学生は報告書を作成して人事院に提出する。人事院は報告書を取りまとめるとともに、実習修了者に修了証書を授与する。

(4) これまでの実施状況など

法科大学院生インタビューは、第1回は7大学院から30名の実習生を、人事院はじめ内閣府、公正取引委員会、警察庁、金融庁、総務省など13府省で受け入れて実習した。

第4回は、平成23年2月から3月に実施したが、東日本大震災への対応等が発生したため、警察庁で3月中旬から受け入れを予定していた11名について実習受け入れ直前に中止となった。

毎回、各府省と学生の希望とがマッチングしなかったり、大学院から応募がなかったりして、受入者数及び受入大学院数はその年によって異なる。第1回から第7回までの申込者数、受入者数等の推移は、次のグラフのとおりである。



3 第7回覆が関法科大学院生インタビューの実施結果

【受入れ府省】 () 内は人数

会計検査院 (1)、内閣府 (1)、警察庁 (2)、金融庁 (1)、総務省 (2)

法務省 (2)、外務省 (1)、財務省 (1)、文部科学省 (2)、厚生労働省 (5)

国土交通省 (1)、環境省 (1)、防衛省 (1) (計13府省 21人)

【学生の在籍する法科大学院】 () 内は人数

東京大学 (8)、京都大学 (1)、一橋大学 (2)、慶應義塾大学 (5)

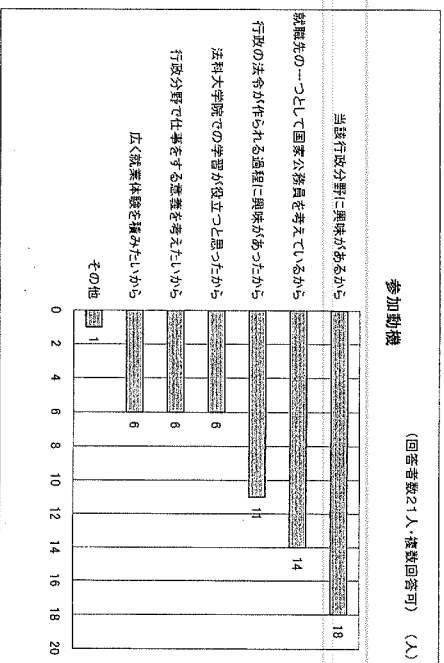
早稲田大学 (5) (計5大学院 21人)

※ 参考 (研究課題と受入状況)

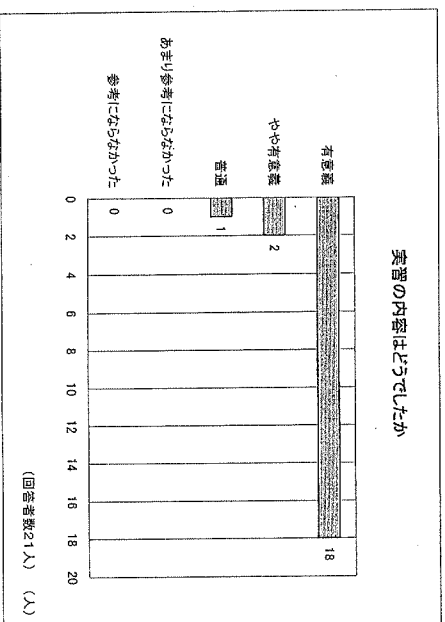
府省名	研究課題	受入人数
会計検査院	会計検査に関する法制実務	1名
内閣府	公共サービス改革法における公金・債権の徴収業務の取扱いに関する実務	1名
警察庁	これからの暴力団排除の在り方の研究	2名
金融庁	金融庁所管法令に関する行政実務	1名

総務省	地方自治行政に関する行政実務	1名
	情報通信産業・技術にかかわる政策の企画・立案について	1名
法務省	法令の立案に関する事務	1名
	国際研修実施業務及びそれに付随する業務	1名
外務省	ハーグ子奪取条約の締結に関する各種関連資料の作成	1名
財務省	国有財産の管理処分に関する制度改正等への対応	1名
文部科学省	私立学校法等に関する行政実務	1名
	我が国の教員の養成、採用及び研修に関する施策	1名
厚生労働省	労働契約法等に関する行政実務	2名
	労働安全衛生法令に関する行政実務	3名
国土交通省	国土交通行政に係る政策提言	1名
環境省	環境影響評価法制に関する行政実務	1名
防衛省	国際的な安全保障環境改善のための取組み	1名

※ 第7回霞が関法科大学院生インターネット参加学生に対するアンケート結果(抜粋)



インターネット参加への参加の動機については、複数回答ではあるが、「当該行政分野に興味がある」「就職先として国家公務員を考えている」「行政の法令が作られていく課程に興味があった」と回答する者が、第1回から一貫して高い傾向にある。



4 受入れに当たった問題点

第1回から第7回までの総応募者数は329人に対して、受入者数は171人となっており、約2倍弱の競争率である。受け入れられた学生と選ばなかった学生の応募書類の記載内容(応募理由、希望課題に対する希望理由、自己PR)を比較してみると、受け入れられた学生の応募書類では、例えば、

●公務に興味を持ち、選択肢として国家公務員も考えている。

●身内の介護をしていて、医療や介護制度の恩恵を受ける側になってみて、政策で助けて欲しい、こういう政策をしてみたいなどと思うようになり、現場の最前線に是非触れてみたい。

など、その記載内容からこのインターネット参加による熱意や目的意識がはっきり伝わってくるものが多い。これに対して、受け入れられなかった学生の応募書類で

は、例えば、
●弁護士を志望しているが、見聞を広めたい。

●労働法を勉強しているので、厚生労働省を希望する。

というように、応募動機が不明確であったり、単位取りだけの目的でインターネットに参加するのではないかと疑いたくなるようなものが多いように感じる。

5 霞が関法科大学院生インターネット参加の課題

受入側である各府省の職員は、忙しい中、約2週間、指導教官として、会議に参加させたり、法令の企画立案や法解釈、資料の作成の仕方を教えたり、人事院に提出する報告書作成のアドバイスなどを行い、実習生が帰宅したあと、本来の仕事をしているのが実情である。

こうした中で一部の省庁には、法科大学院生インターネット参加への協力が難色を示

し始める向きもあるが、教育の一環でもあり、また、優秀な学生に公務への関心をもちていただく絶好の機会でもあるので、協力をお願いしている。

先日、法科大学院生インターンシップを担当する先生方との意見交換をする機会があった。参加された先生方は、霞が関法科大学院生インターンシップが立ち上がった経緯を良くご存じだったので、その場でも申し上げたが、霞が関法科大学院生インターンシップを立ち上げた時の当初の大学側をはじめ我々の思いと学生の思いが大きく乖離してしまっているのではないかと懸念している。

6 最後に

本年度（平成24年度）から新たに実施した総合職試験を振り返って見ると、私人の印象ではあるが、法科大学院生の中には国家公務員試験に合格しても官庁訪問を行っている者や「試し」受験として受験している者が多数いるのではないかと思っている。

また、人物試験の面接官としての印象だが、やはり法科大学院生の多くが志望動機が抽象的であったり、応答が画一的であるなど、高い評価を得るには厳しい状況であったように感じた。

本年度から院卒者試験として学部生とは別に試験を行っているので、法科大学院生がコミュニケーション能力や積極性の面で公務に高い指向性を有する公共政策大学院生と比較するとかなり見劣りする実態が顕著になったように思う。

しかしながら、司法試験合格者を含め法科大学院生についての府省側の潜在的な採用意欲は、依然として高いものがあるのも事実であることから、法科大学院で修得した知識と能力を公務で活用することが重要であると考えておられるなら、法科大学院の教育の一環として採用に結びつくような就職意欲も含めて指導していただきたい。

※ 文中、意見にわたる部分は私見である。

エクスターンシップ・シンポジウム

パネルディスカッション

エクスターンシップ教育の実施と課題

—法科大学院学生と実務現場を繋ぐ—

日時：2012年12月11日（土）16：30～17：50

場所：早稲田大学早稲田キャンパス27号館（法科大学院棟）2階202教室

パネリスト：

新生 昭信（人事院）・川崎四郎（同志社大学法学部教授）・真田篤行（千葉大学大学院専門法務研究科客員教授・弁護士）・高橋明男（大阪大学大学院法学研究科教授）・遠山信一郎（中央大学大学院法務研究科教授・弁護士）・古谷修一（早稲田大学大学院法務研究科教授）・渡辺彰信（弁護士・早稲田大学大学院法務研究科客員教授）（五十音順）

司会：宮川成雄（早稲田大学大学院法務研究科教授）

（宮川） エクスターンシップ・シンポジウムのパネルディスカッションの部に入ります。パネリストだけで議論をするのではなく、パネリストとフロアの先生方との相互の会話・討論にしたいと思います。1つ目の論点は、守秘義務の問題です。これは、エクスターンシップを実施する上で大きな課題です。2つ目の論点は、「実務界で、法科大学院の学生の質は、どのように捉えられているのか」という問題です。エクスターンシップには、学生が実務を知るといふ側面があります。他方また、実務界に法科大学院の学生の質を認識してもらおうという側面もあります。この問題と関連して、岡田正則先生から新生様への質問が届いています。質問内容は、「法務区分を増やすことによって、霞が関の中央省庁の公的部門で、法曹が力を発揮するようにするためには、法科大学院ではどのような対応をするべきか。カリキュラムなどをどのように組み立てるべきか」です。この質問につい

ては、後ほど新生様のご意見をいただきます。法科大学院のカリキュラムは、司法試験を念頭に置き、弁護士・検察官・裁判官の養成をメインに置いています。今後、国家公務員の道を目指す学生たちを念頭に置いたカリキュラムを設定することも重要な問題になります。では、まず、守秘義務の問題について、古谷先生から補足的なお話をいただいた上で、フロアの先生方からのご意見・ご質問をいただこうと思います。（古谷） 私たちとしては、学生は当然守秘義務を強く意識しているだろうと思っております。このように過信していただく、私が報告しましたような事例が起こりません。したがって、法科大学院に入ってくる学生であれば高い倫理意識を持つていてほしいと思います。今は、機会があるごとに学生に守秘義務の問題を話しています。ただ、実際には守秘義務だけが問題であるわけではありませぬ。弁護士業務全般にわたって